東京音楽大学

令和４年度 大学機関別認証評価

評価報告書

令和５年３月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

東京音楽大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神と理念を踏まえた使命・目的は「東京音楽大学ビジョンー音楽文化の新たな地平を拓くー」として具体的かつ簡潔に文章化し、ウェブサイト、学生便覧等に掲載している。使命・目的は、学生には新学期ガイダンスにおいて、教職員には新任者研修会や教職員研修会において説明し、周知を図っている。「学校法人東京音楽大学ガバナンス・コード」を制定し、ウェブサイトにより学内外に公表し、教職員は建学の精神と理念に基づき、ガバナンスを適切に確保した上で、時代の変化に対応した大学運営を行っている。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーをウェブサイト等により公表し、同ポリシーに沿った入学者受入れを行っている。志願者のニーズ及び時代の要請に応えて学士課程及び修士課程において専攻・研究領域の新設、改編及び名称変更を行い、工夫を凝らした募集活動により定員を上回る学生数を確保している。

キャリア支援センターでは、国家資格キャリアコンサルタント及び JCDA（日本キャリア開発協会）認定 CDA（キャリア・デベロップメント・アドバイザー）の有資格者が就職・進学に対する相談・助言を行い、キャリア支援体制を適切に整備している。学生アンケートを実施し、授業改善、意見及び要望に応えるほか、学生相談によりくみ上げられた意見は、学生委員会、教務課、学生支援課、学生相談室及び医務室が対応する体制を整えている。

〈優れた点〉

○中目黒･代官山キャンパスは､遮音に考慮した練習室や最適な音響を施したレッスン室､最新鋭の設備を備えた「TCM ホール」「TCM スタジオ」を設けるなど、学修環境として優れており学生の学修成果及び意欲向上に資する点は高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは、学士課程及び修士・博士後期課程の教育目的を踏まえて策定し、ウェブサイト等により公表している。学則において単位認定基準及び卒業認定基準を定め､学生に周知の上厳正に運用している。GPA(Grade Point Average)制度は、早期卒業制度、単位互換制度、奨学金制度等に活用している。

学士課程では、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーを作成し、カリキュラム・

ポリシーとディプロマ・ポリシーには一貫性がある。カリキュラム・ポリシーを踏まえてカリキュラムが体系的に編成されていることを明示し、公表している。

ファカルティ・ディベロップメント委員会は、FD(Faculty Development)研修会の開催及び「FD 通信」の発行等を通して授業改善につながる情報を教員に提供するほか、各種調査の集計結果を検討し、教育内容・方法及び学修指導等の改善に努めている。

「基準４．教員・職員」について

大学の意思決定の権限と責任を持つ学長はリーダーシップを発揮しており、副学長等の役職者による補佐体制も整備するなど、教学マネジメントを構築している。教授会及び研究科委員会は学長が議長となり招集し、下部委員会についても組織上の位置付け及び役割を明確に定めて機能している。教学マネジメントの充実・強化のために「東京音楽大学教学主任設置規程」を策定して教学主任を配置するほか、職員については「学校法人東京音楽大学組織規程」及び「東京音楽大学事務分掌規程」により、各部署の果たす役割を明確に示している。「東京音楽大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程」を策定し、この委員会が中心となり SD(Staff Development)活動の企画・立案、研修プログラムの開発・実施、新任職員研修、外部研修会の参加などを組織的に行い、職員の資質・能力向上に努めている。

「基準５．経営・管理と財務」について

大学の使命・目的の達成に向けて、「学校法人東京音楽大学寄附行為」をはじめとする組織倫理に関する諸規則を整備している。法人の意思決定体制として理事会及び常勤理事会を置き、理事会は法人の重要事項を審議決定し、常勤理事会は日常的な業務の暫定的な決定を行う機関として適切に機能している。理事長はリーダーシップを発揮しており、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェック体制が適切に機能するなど内部統制環境を整えている。教職員の意見は、部会及び部課長連絡会議においてくみ上げる仕組みができている。監査室は内部監査及び監事監査の支援業務を行い、会計監査・業務監査を行う体制を整備している。会計担当部署は、学校法人会計基準、「東京音楽大学経理規程」に基づき会計処理を適切に実施している。

「基準６．内部質保証」について

「学校法人東京音楽大学第Ⅱ期中期計画（2022 年 4 月～2027 年 3 月）」において内部質保証を重視し、「東京音楽大学内部質保証方針」及び「東京音楽大学内部質保証推進規程」を令和 4(2022)年 2 月に制定して内部質保証の推進・充実を図っている。前回の機関別認証評価以降、自主的・自律的に自己点検・評価を実施し、ウェブサイトにおいて報告書を公表し、学長を中心とする自己点検・評価の組織体制及び責任体制を確立している。

IR 室を設置して、法人の各教育機関の現状把握のためにデータの収集・分析を行っている。令和 3(2021)年 7 月以降、教育、研究、社会貢献、学生生活、進路状況、グローバル化に向けた状況、財務状況等に関する現状を包括的に把握し、図表・グラフ等に整理した「東京音楽大学 FACTBOOK」を作成し、ウェブサイトで公表している。

総じて、建学の精神と理念を踏まえた「東京音楽大学ビジョンー音楽文化の新たな地平を拓くー」のもと、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を起点とした教育課程、教育環境そして充実した教授陣容による音楽の専門教育と人間性を涵養する教育の実践は高い評価を得ている。法人が策定した財務計画を含む中長期計画及び内部質保証体制を着実に履行することにより、今後一層の発展が期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会に対する大学の貢献」「基準 B.教育の国際化」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】
基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定
1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】
基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉
建学の精神と理念を踏まえた大学の使命・目的を「東京音楽大学ビジョンー音楽文化の新たな地平を拓くー」として具体的かつ簡潔に文章化している。大学の個性・特色は「東京音楽大学ビジョン」及び教育目的を記している大学学則及び大学院学則に反映している。

建学の精神と理念に基づき、教職員がその使命を確実に実現・実行する際に適切なガバナンスを確保し、時代の変化に対応した大学づくりを推進するために「学校法人東京音楽大学ガバナンス・コード」を令和 3(2021)年 10 月に制定し、ウェブサイトにより学内外に公表している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映
1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
「東京音楽大学ビジョン」は、理事を顧問に据え、理事長特任補佐、教員及び職員による全学的体制のワーキンググループで草案を作成し、最終的に理事会で承認しており、役員及び教職員の理解を得ている。「東京音楽大学ビジョン」及び教育目的は、ウェブサイト・学生便覧に掲載している。学生には新学期ガイダンスで、教職員には新任者研修会や教職員研修会で説明し、周知を図っている。

「学校法人東京音楽大学第Ⅱ期中期計画（2022 年 4 月～2027 年 3 月）」は、建学の精神と理念、使命・目的及び教育目的を踏まえ、役員、教職員が関与・参画して、令和 4(2022)年 2 月に策定している。学士課程及び修士・博士後期課程の三つのポリシーは、建学の精神と理念、教育目的、「東京音楽大学ビジョン」を反映している。

音楽学部音楽学科には 6 専攻、大学院音楽研究科修士課程は 4 専攻、博士後期課程は 1 専攻の教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
学士課程及び修士・博士後期課程とも、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーが策定され、入学試験募集要項、受験講習会要項及びウェブサイトで周知している。アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れを行っており、学部では専攻の新設や改編及び入学者選抜の時期と方法を改善し、志望者の特性や募集の狙いに応じた複数の選抜方法を設定している。研究科では専攻の名称変更、研究領域の新設を行っている。オープンキャンパス、専攻別説明会、受験講習会及び高等学校への講師派遣など工夫を凝らした学生募集活動を行っており、適切な学生受入れ数を維持している。入学者受入れの判断は、教授会又は研究科委員会を経て学長が決定するプロセスを踏んでおり、適切な体制で運営し

ている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学修支援体制については、教員及び事務職員で構成されている委員会や事務局各課の連携により適切に整備・運営している。コロナ禍の授業対応では教職員一体となり遠隔授業の実施に至った。障がいのある学生への配慮は、「東京音楽大学障がい学生支援委員会規程」を定め、障がい学生支援委員会をはじめ教職員が連携して支援を行っている。教育的配慮のもと優秀な大学院生に対し、大学教育の充実及びトレーニング機会の提供として、TA 制度の運営を適切に行っている。また、学修サポーター、研究支援職員などを配置し、きめ細かい学修支援をしている。中途退学及び休学者数は過去 5 年間概ね変化はなく、学生支援課での面談、担当教員との相談、保護者への確認を行うなどの対策を講じている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援センターにおいて、インターンシップ企業の紹介及び手配を行っており、体制を構築している。国家資格キャリアコンサルタント及び JCDA 認定 CDA の有資格者 4 人がキャリアカウンセリングを行っており、就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営している。進路ガイダンス、キャリア支援に関わる講座、業種別セミナーなどの開催や、求人情報の開示、面談、面接指導やエントリーシートの添削など各種サポートを行っている。また、外国人留学生、障がいのある学生、既卒者についての支援体制も整備している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスや厚生補導について、学生課を中心に学生委員会、医務室及び学生相談室など関連部署が相互に連携を図り適切に運営している。また、多様な奨学金制度を設け、学生に対し経済的な支援を行っている。学生の課外活動については、学生支援課において学生自治会、芸術祭実行委員会、クラブ連盟及び卒業記念対策委員会に対し、活動や運営及び会計監査補助を行うなどの支援体制を整備している。学生相談室では、専門家によるカウンセリングを通じて学生の心身に関する健康相談、心的支援及び生活相談を行い、学生生活サポート体制を整備し、教職員や保護者を対象としたコンサルテーションも行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

平成 31(2019)年 4 月に開校した中目黒・代官山キャンパスには、最新鋭のホール、オーケストラの練習ができる特大教室、高性能な録音スタジオ等を整備している。その他の学修環境に関しても 2 キャンパスの施設・設備を有効に利用しており、運営管理を適切に行っている。池袋キャンパスには図書館が、中目黒・代官山キャンパスにはラーニング・コモンズである「クリエイティブラボ」を設置し、授業利用を前提としたパソコン等の ICT（情報通信技術）環境も確保しており、教育目的達成のために、快適な学修環境を適切に整備している。また、バリアフリーをはじめとし、障がいのある学生や来学者、高齢者のための施設・設備の利便性に配慮している。実技レッスン科目は、1 対 1 の個別指導を原則とし、多人数実技科目においては教員を割当て、グループ別指導の実施等教育効果を十分に挙げられるよう適切な管理を行っている。

〈優れた点〉

○中目黒･代官山キャンパスは､遮音に考慮した練習室や最適な音響を施したレッスン室､最新鋭の設備を備えた「TCM ホール」「TCM スタジオ」を設けるなど、学修環境として優れており学生の学修成果及び意欲向上に資する点は高く評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意

見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
学修支援に関する意見をくみ上げるため学生アンケートを実施し、授業改善、意見及び要望に応えるなど学修支援体制を整備している。また、学生委員会の全委員を学生に紹介し、いつでも相談に応じることを伝えるほか、相談内容によって、学生委員会、教務課、学生支援課、学生相談室及び医務室が対応している。身体の健康相談については、医務室の看護師が、心の健康相談については専門のカウンセラーが随時対応している。学生生活及び学修環境に関する意見・要望は面談やアンケートを通して把握し、提案された改善点を適切に反映するシステムを構築しており、より良い支援を行うために見直しを行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】
基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】
基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉
ディプロマ・ポリシーを学部及び研究科の教育目的を踏まえて策定し、学生便覧、新入生ガイダンス、オンライン情報共有システム等を用いて学生に適切に周知し、ウェブサイトによって学外への周知も適切に行っている。進級基準は設けていないが、履修順序を適切に示すなど工夫している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準及び卒業認定基準は、大学学則に定め、学生便覧に明記することにより周知し、厳正に運用している。GPA 制度を導入することで、早期卒業制度、単位互換制度、奨学金制度等に活用し、厳正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉
カリキュラム・ポリシーは、学部及び研究科の教育目的を踏まえて策定しており、学生便覧やウェブサイトで公表している。学士課程においては、カリキュラムマップとカリキュラムツリーを作成することで、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を保っている。また、「シラバス第三者委員会」において記載内容をチェックするなど、シラバスの整備に努めており、キャップ制度を導入することで、単位制度の実質を保つための工夫を行っている。教養教育については「東京音楽大学共通教育推進センター」を設置し、学部の教育の質の向上に努めている。教授方法については、ファカルティ・ディベロップメント委員会を設置することで組織体制を整え、FD 研修会の開催及び「FD 通信」の発行等を通じて授業改善につながる情報を教員に提供している。

3－3. 学修成果の点検・評価
3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
ディプロマ・ポリシーにおいて身に付けるべき能力を明確にし、シラバスでは授業科目との関連性を明示している。GPA を成績通知書に記載し、学修成果を明示している。授業評価アンケート等で学生の学修状況を、「学修行動調査」では学修行動、学修環境及び学修成果を点検し、在学生対象の「進路希望調査」、卒業生・修了生対象の「進路状況調査」の結果は学生の指導に生かすなど、多様な尺度及び測定方法で学修成果の点検・評価をしている。各種調査内容の集計結果は、ファカルティ・ディベロップメント委員会等で検討・共有し、学修成果の点検・評価結果を踏まえ、教育内容・方法及び学修指導等の改善に努めている。

基準 4. 教員・職員

【評価】
基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性
4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】
基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉
学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を整備している。使命・目的の達成のため、教学マネジメントを構築し、大学の意思決定の権限と責任が明確になっている。副学長は組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能している。教授会等の組織上の位置付け及び役割を明確に定め、機能している。教授会等に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要事項を学長があらかじめ定め、大学の意思決定及び教学マネジメントを大学の使命・目的に沿って、適切に行っている。教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、「学校法人東京音楽大学組織規程」及び「東京音楽大学事務分掌規程」等により役割を明確化している。

4－2. 教員の配置・職能開発等
4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉
教育目的及び教育課程に即した運営を行うため、大学及び大学院に必要な専任教員を十分確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任の方針に基づく規則に関して、大学は「東京音楽大学人事委員会規程」及び「採用昇格人事手続規程」、大学院は「東京音楽大学大学院教員資格審査規則」により定め、適切に運用している。FD 及びその他教員研修は、ファカルティ・ディベロップメント委員会が中心となり、「東京音楽大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」により組織的な実施とその見直しを行っている。

4－3. 職員の研修
4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向

上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上については、「東京音楽大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程」を策定し、委員会が中心となり SD 活動の企画立案、研修プログラムの開発・実施、新任職員研修、外部研修会の参加など組織的に実施し、職員の資質・能力向上への取組みを適切に実施している。人事評価については、通常の所属長による考課に加え、職員本人による自己評価書の提出及び所属長によるフィードバック面談を実施し、職員個々の成長を促すよう取組んでいる。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理
4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境については、レッスン室、ホール、楽器、楽譜等研究環境を整備し、適切に活用している。

公的研究費の不正使用防止については「東京音楽大学における公的研究費取扱規程」等諸規則・行動規範等を整備し、研究倫理の確立と厳正な運用を行っている。

研究活動への資源配分については、「東京音楽大学『学長裁量経費』取扱規程」「学校法人東京音楽大学における競争的資金に係る間接経費の取扱要項」等を策定し、競争的資金の獲得に関する支援及び科学研究費助成事業の採択に向けた情報収集及び教員への情報提供を行い、人的支援については、「東京音楽大学リサーチ・アシスタント規程」を策定し RA(Research Assistant)の募集を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持
5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】
基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉
寄附行為をはじめとした法人の組織倫理に関する各種規則を整備し、適切な運営を行っている。使命・目的を実現するために将来的な基本方針を策定するための組織である中期計画検討委員会のもと各作業部会が設置され、「学校法人東京音楽大学第Ⅱ期中期計画（2022 年 4 月～2027 年 3 月）」を実行する環境を整備することにより継続的な努力をしている。環境保全について、廃棄物処理及び組織的な省エネルギー対策のための体制づくりにより配慮している。また、「学校法人東京音楽大学就業規則」「キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」等により人権についても配慮している。「学校法人東京音楽大学防火・防災管理規程」「学校法人東京音楽大学危機管理規程」等により学内外に対する危機管理の体制を整備し、適切に機能している。

5－2. 理事会の機能
5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】
基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉
使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制として、理事会及び常勤理事会を置いている。理事会は、法人の意思決定を行う機関として法人の重要事項を審議決定し、常勤理事会は理事会で定めた理事で構成し、法人の日常的な業務の暫定的な決定を行う機関として適切に機能している。理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営を適切に行っている。理事の出席状況及び欠席時の委任状は適切である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック
5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】
基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉
法人及び大学・大学院の各管理運営機関の意思決定の円滑化として理事会・常勤理事会・教授会等により、意思疎通と連携を適切に行うとともに、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。部会及び部課長連絡会議により、教職員の提案など

をくみ上げる仕組みを整備している。理事会・常勤理事会・評議員会等により法人及び大学・大学院の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能している。内部監査及び監事監査の支援業務を行う監査室を設置し、会計監査・業務監査を行う体制を整備している。また、監事の選任を適切に行っており、監事の理事会及び評議員会への出席状況は適切である。監事は法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況について意見を述べている。加えて、評議員の選任を適切に行っている。評議員の評議員会への出席状況は適切であり、評議員会の運営を適切に行っている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

入学定員充足率及び収容定員充足率は、5 年連続 100%以上であり、安定した収益を確保している。財務基盤の安定化と収支バランスを確保すべく、「中長期財務計画（20 年間）」にて、人件費削減を中心に勘案した経費圧縮計画を策定しており、中目黒・代官山キャンパス開校に関わる借入金の一部を有価証券の償還にて随意返済する計画を立てている。また、令和 7(2025)年度には運用資産が外部負債を上回る計画を策定しており、常勤理事会主導で定期的に進捗状況を把握し、財務運営状況の検討を行っている。

〈参考意見〉

○経常収支差額が令和 5(2023)年度まで 6 年連続マイナスとなる中長期財務計画を策定しているが、現在の大学の状況も踏まえた理事会主導による中長期財務計画の見直しを行い、より具体的な財務改善施策を推進していくことが望まれる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準、「東京音楽大学経理規程」に基づき、会計担当部署が会計処理を適切に実施している。資産運用については「学校法人東京音楽大学資産運用規程」に基づき資産運用提案責任者を事務局長とし、資産運用の状況及び結果を毎月理事長に報告する等チェック体制を整備している。公認会計士による会計監査、監事による業務監査・会計監査

を受け、理事会の議事録、評議員会の議事録、取引内容、会計帳簿書類、備品等の実査及び決算書類等による会計監査を定期的に行い、厳正な実施体制を確保している。

基準 6. 内部質保証

【評価】
基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】
基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉
「学校法人東京音楽大学第Ⅱ期中期計画（2022 年 4 月～2027 年 3 月）」の決定に際して、内部質保証の推進・充実を重要施策として位置付け、「東京音楽大学内部質保証方針」を令和 4(2022)年 2 月に制定し、ウェブサイトにおいて公表している。同方針に従って内部質保証を推進するに当たり、「東京音楽大学内部質保証推進規程」を策定した。この規則により内部質保証推進委員会及び自己点検・評価委員会の役割と位置付けが明確になり、自己点検・評価の実施と改善活動及びその取組みについて、学外に積極的に発信することに関して、学長を中心とする組織体制及び責任体制を確立している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】
基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉
前回の機関別認証評価以降、平成 30(2018)年度に日本高等教育評価機構が定めた「大学機関別認証評価評価基準」に従い自主的・自律的に自己点検・評価を実施し、ウェブサイトにおいて報告書を公表している。
平成 30(2018)年度に IR 室を設置して専任職員及び兼任職員を置き、法人の現状把握のために大学、付属幼稚園そして付属高等学校の過去 5 年間の入学者数推移、国内主要音楽大学在籍者数の推移等のデータを調査し、理事会に提出している。令和 3(2021)年 7 月に、教育、研究、社会貢献、学生生活、進路状況、グローバル、財務状況等に関する現状を包括的に把握し、図表・グラフ等に整理した「東京音楽大学 FACTBOOK2020」を作成し、翌年の改訂版を含めてウェブサイトで公表している。

6−3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人東京音楽大学第Ⅱ期中期計画（2022 年 4 月～2027 年 3 月）」では、三つのポリシーを起点とした教育の内部質保証に関する機能の点検・評価を、内部質保証委員会及びその内部組織である自己点検・評価委員会が実施すると明記している。

令和 3(2021)年度に行った平成 27(2015)年度から令和元(2019)年度までの実施事業に関する自己点検・評価において、大学は内部質保証のための全学的な PDCA サイクルの確立と機能性は基準を満たしていないと自己判定した。その結果を踏まえ、「東京音楽大学内部質保証方針」及び「東京音楽大学内部質保証推進規程」を新たに策定して、公表した。財務計画を含む中長期計画に基づき、IR 室によるデータ収集・分析等を踏まえた大学による自己点検・評価及び機関別認証評価受審等による大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みは機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 社会に対する大学の貢献

A−1. 社会貢献に関する方針及び取組み

A-1-① 社会貢献に関する方針の明確化

A-1-② 大学の社会貢献への取組み

【概評】

建学の精神と理念の一つである「音楽による社会貢献」にのっとり、大学の中期目標・中期計画において地域社会との連携や社会貢献に関する目標と計画を示し、中目黒・代官山キャンパスにおいて「上目黒一丁目地区プロジェクト計画書」を策定している。特に、その中の「周辺地域のコミュニティ形成」では、区内にある他大学との連携講座を実施し、コロナ禍では医療従事者に演奏動画を届ける「心にさくらプロジェクト」を実施している。豊島区との連携では、「としまコミュニティ大学」において区内の 6 大学とともに講座を開催している。

また、大学主催の演奏会を一般に公開し、地域社会への音楽文化の提供に努めている。この他に、令和 3(2021)年度に社会連携部を設置し、中目黒・代官山キャンパス周辺に立地する企業からの依頼を受託してコンサートを行い、アクト・プロジェクト等によるアウトリーチ活動などを行っている。

加えて、豊島区内の 6 大学とともに「としま図書館ネットワーク便」に参加し、大学の学生と教職員は豊島区立図書館を、豊島区立図書館利用者は大学図書館を利用することができる。大学図書館は、地域住民に対するレファレンス協力も行っている。

基準Ｂ．教育の国際化

B－1. 教育の国際化の推進

B-1-① 学生の海外派遣等の推進
B-1-② 外国人学生の受入れの推進
B-1-③ 交流演奏会の開催の推進
B-1-④ 公開レッスン・公開講座開催の推進

【概評】

建学の精神と理念にある「国際性」を反映した大学の活動指針「東京音楽大学ビジョン－音楽文化の新たな地平を拓く－」に基づき、ヨーロッパへの海外留学プログラムを設け、国際性豊かな人材の育成に取組んでいる。平成 30(2018)年度には留学を希望する学生のための短期留学奨学金制度を設け、実技試験及び語学面接試験合格学生に対し奨学金を支給している。この他、ミュージック・リベラルアーツ専攻では、海外の総合大学への留学において、留学先での修得単位を大学の単位として認定する制度を設け、留学中の学費を大学が補助している。また、派遣元の大学と互いの留学生の授業料を免除する制度を設けて、外国人学生の受入れも行っている。

これらの制度を利用して、大学に留学している外国人留学生と学生との交流演奏会及び外国に留学した学生も含め、留学経験談等の披露も含むコンサートを開催し、留学の成果を聴衆の前で発表する機会を提供している。